

東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第 3 5 号

東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年東海市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 1 6 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法）を「育児休業法」に改め、「による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「については、当該」を「の介護時間については、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 2 6 条の見出しを「(委任)」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規則で定める期間）

第 2 7 条 条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。